

特集 これだけ確認！インボイス・電帳法

いよいよ始まるインボイス制度・
ルールが変わる電帳法

スタート直前のチェックポイント

- I インボイス制度開始直前のチェックポイント
経過措置や特例、インボイスの保存が不要な取引をチェック。
慌てず着実にインボイス対応実務を行う
- II インボイス制度関連システム対応
販売管理・財務会計・消費税申告書など、
最新のMJSシステム対応
- III 電子帳簿保存法の変更のチェックポイント
終了する宥恕措置、新たな猶予措置、緩和される保存要件をチェック。
業務効率化を念頭に電子保存を行う
- IV 電子帳簿保存法関連システム対応
証憑取込、文書保存クラウドサービス、AI-OCRや自動仕訳との連動も。
最新のMJSシステム対応

No.176 (SEP.2023) 掲載

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は国税庁のホームページなどをご確認ください。

『Monthly Report』は、MJS 税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。
毎号、税務・商法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。
この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1 テーマをコンパクトにまとめた特別版です。
ぜひお役立てください。

Monthly Report

No.176 (SEP.2023)

Contents

特集 これだけ確認! インボイス・電帳法

いよいよ始まるインボイス制度・ルールが変わる電帳法
スタート直前のチェックポイント

2 **I インボイス制度開始直前のチェックポイント**

経過措置や特例、インボイスの保存が不要な取引をチェック。
慌てず着実にインボイス対応実務を行う

税務システム研究会 客員研究員 谷中 淳
税理士法人おたか 税理士

10 **II インボイス制度関連システム対応**

販売管理・財務会計・消費税申告書など、
最新のMJSシステム対応

株式会社ミロク情報サービス 近藤 浩史
執行役員 製品企画開発部長

15 **III 電子帳簿保存法の変更のチェックポイント**

終了する宥恕措置、新たな猶予措置、緩和される保存要件をチェック。
業務効率化を念頭に電子保存を行う

税経システム研究所 客員講師 佐久間 裕幸
佐久間税務会計事務所 税理士・公認会計士

24 **IV 電子帳簿保存法関連システム対応**

証憑取込、文書保存クラウドサービス、
AI-OCRや自動仕訳との連動も。
最新のMJSシステム対応

株式会社ミロク情報サービス 近藤 浩史
執行役員 製品企画開発部長

いよいよ始まるインボイス制度・ルールが変わる電帳法 スタート直前のチェックポイント

令和5年10月1日にいよいよ消費税のインボイス制度が始まります。また令和5年12月31日には電子帳簿保存法で設けられていた宥恕措置が終了し、令和6年1月1日からは新たな経過措置や緩和されたルールが適用されます。企業・会計事務所にとって、令和5年から6年にかけては変化の時期です。

本特集では、この時期に最低限何ができていけばよいのか、どの対応は後回しでも問題ないのか等、経過措置や令和5年度税制改正で加わった変更点もまじえて解説します。また、皆さまの業務に関係が深いMJSのシステム対応についてもお知らせします。

1 | インボイス制度開始直前のチェックポイント

経過措置や特例、 インボイスの保存が不要な取引をチェック。 慌てず着実にインボイス対応実務を行う

税理士

谷中 淳

税理士法人おおたか
MJS税経システム研究所/
税務システム研究会 客員研究員

インボイス制度（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式）の開始もいよいよ目前となりました。制度に関する情報が多く出てきていますが、難解な項目も多くあり、全てを理解して対応していくのは難しい部分もあると思います。対応状況は会社によりまちまちですが、順調に対応が進んでいる会社は少ないように見受けられます。

今回は、特に制度開始にあたって最低限押さえるべきポイントをピックアップし解説を行います。

1 | インボイス制度開始前までに 最低限行うべき準備のポイント

備をチェックリストで示します。本稿ではこのチェックリストのポイントに沿って解説していきます。詳細は本文の参照項の部分をご覧ください。

インボイス制度開始前までに最低限行うべき準備

9月30日までに最低限行うべき準備 チェックリスト <売手側>		参照項
【売手側】 インボイス発行事業者登録申請	<input checked="" type="checkbox"/> 10月1日から適用事業者となるためには9月30日までに申請を行う ※申請から登録番号の通知までには時間がかかる。 (e-Tax 提出：約1カ月半、書面提出：約3カ月) <input checked="" type="checkbox"/> ※小規模事業者限定 2割特例の内容は把握しているか	2(1)
【売手側】 自社が交付するインボイスの記載事項の再確認	<input checked="" type="checkbox"/> どの書類をインボイスとするか確定したか <input checked="" type="checkbox"/> 記載事項は全て満たしているか (特に適用税率の記載) <input checked="" type="checkbox"/> 端数処理は1インボイスにつき税率ごとに1回となっているか	2(2)
【売手側】 仕入明細書・支払通知書を使う取引がある場合の相互確認	<input checked="" type="checkbox"/> 明細書・通知書作成側に登録番号を知らせているか <input checked="" type="checkbox"/> 売手側の確認方法をどのようにするか決めているか	2(3)

特集目次

I. インボイス制度開始直前のチェックポイント

経過措置や特例、インボイスの保存が不要な取引をチェック。
 慌てず着実にインボイス対応実務を行う 税理士 谷中 淳 …………… P2

II. インボイス制度関連システム対応

販売管理・財務会計・消費税申告書など、最新のMJSシステム対応
 株式会社ミロク情報サービス 製品企画開発部 近藤浩史 …………… P10

III. 電子帳簿保存法の変更のチェックポイント

終了する宥恕措置、新たな猶予措置、緩和される保存要件をチェック。
 業務効率化を念頭に電子保存を行う 税理士・公認会計士 佐久間裕幸 …………… P15

IV. 電子帳簿保存法関連システム対応

証憑取込、文書保存クラウドサービス、AI-OCRや自動仕訳との連動も。
 最新のMJSシステム対応 株式会社ミロク情報サービス 製品企画開発部 近藤浩史 …………… P24

9月30日までに最低限行うべき準備 チェックリスト <買手側>		参照項
【買手側】 インボイスを受領できない仕入れ（免税事業者等からの仕入れなど）の対応	<input checked="" type="checkbox"/> 当初6年間の仕入税額控除の経過措置の内容は把握しているか <input checked="" type="checkbox"/> 経過措置適用取引の経理処理方法は決めているか <input checked="" type="checkbox"/> 自社が使う会計ソフトは消費税コード等が経過措置に取引対応しているか <input checked="" type="checkbox"/> 一方的な値引き通告等、独禁法等に抵触しないよう社内周知しているか	3(1)
【買手側】 インボイスの保存が不要な取引の把握	<input checked="" type="checkbox"/> 「公共交通機関特例」の内容は把握しているか <input checked="" type="checkbox"/> 「自動販売機特例」の内容は把握しているか <input checked="" type="checkbox"/> 「出張旅費特例」の内容は把握しているか <input checked="" type="checkbox"/> ※小規模事業者限定 少額特例の内容は把握しているか	3(2)
【買手側】 社内の経費精算におけるインボイス対応	<input checked="" type="checkbox"/> 通勤手当・出張旅費対応を「出張旅費特例」で対応するか <input checked="" type="checkbox"/> 法人カード支払いの場合「出張旅費特例」が使えない <input checked="" type="checkbox"/> 従業員個人名宛でのインボイスの場合、立替経費精算書が必要となる	3(3)
【買手側】 請求書が交付されない取引への対応（事務所家賃、月極駐車場代や顧問料など）	<input checked="" type="checkbox"/> 相手先にインボイス制度開始後の対応を確認したか <input checked="" type="checkbox"/> 契約書等はインボイスの記載事項がどれくらい満たしているか確認したか <input checked="" type="checkbox"/> 上記の契約書等で記載事項が満たせない項目について、補完する方法は検討済みか	3(4)

ここからは、インボイス制度開始直前の準備として、最低限やっておくことを、令和5年度税制改正で加わった経過措置の内容を含めて、1つずつ確認していきます。自社の取組み状況と、これからやるべきことを整理する参考になれば幸いです。

2 売手側として最低限押さえるべきポイント

まず、売手側の最低限押さえるべきポイントを見ていきます。特に自社の交付するインボイスの

記載事項については、記載要件を満たしているか、あらためて最終確認をしましょう。

(1) 登録予定なのにインボイス発行事業者登録申請をまだしていない場合

インボイス発行事業者登録（適格請求書発行事業者登録）をする予定なのにまだしていない事業者は、登録申請をすぐに行いましょう。令和5年10月1日からの制度開始にあわせて登録を受けるための申請期限は、原則的には令和5年3月31日までとなっていますが、実質的には令和5年4月

図表1 インボイスの記載事項

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

出典：「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」（国税庁）P6

～9月30日までの申請でも10月1日からの登録が可能となっています。（令和5年度改正で申請書への「困難な事情」の記載も不要とされています。）

ただし、登録番号の通知までには、申請から時間がかかりますので、準備時間なども考慮に入れて余裕をもって申請を行うことをおすすめします。執筆時点では、e-Tax提出で約1カ月半、書面提出で約3カ月程度かかるといわれています。

コラム 2割特例

免税事業者はインボイス発行事業者登録をすると課税事業者になり消費税の納税額が生じるため、登録を迷うケースがあります。そこで、インボイスを機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となる者には、3年間は納付税額を売上税額の2割とするいわゆる「2割特例」があります。急な税負担・事務負担の増加を避ける目的の負担軽減措置です。対象となる小規模事業者は、これを利用して無理なくインボイス制度に対応していくことも一手です。

(2) 自社が交付するインボイスの記載事項の再確認

自社が相手に交付するインボイスは記載事項をしっかりと満たしているでしょうか。インボイスは従来の請求書等に登録番号だけを記載すればいいと考えがちですが、他の記載事項も満たしているかよく確認したいところです（図表1）。

特に適用税率の記載漏れには注意が必要です。し、端数処理は1インボイスにつき税率ごとに1回とするルールに変わりますので、商品ごとに端数処理を行っている場合などは、処理方法を変える必要があります。

また、記載事項の話ではありませんが、請求書、納品書、領収書などのうちの書類をインボイスとするか決めていない場合には、制度開始までに選定が必要です。こちら側がインボイスと思って交付したものが、相手側ではインボイスの要件を満たしていないと判断されてしまい、再交付の要請がされることも想定されます。得意先との思わぬ関係悪化にもつながりかねませんので、

図表2 仕入明細書の例

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●●●(株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456...

※送付後一定期間内に記載がない場合は確認をお願いします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	税率	仕入金額 (税抜)
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称	④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号	⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
③ 課税仕入れを行った年月日	⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

出典：「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」（国税庁）P7

できる限り事前に双方で確認を行いましょ。

どうしてもシステム対応などが間に合わないときには、たとえば登録番号などを手書きやゴム印などの簡易的な方法で記載することで対応することも可能です。

(3) 仕入明細書・支払通知書を使う取引がある場合の相互確認

実務上、売手が請求書を発行せずに、支払い（買手）側が「仕入明細書」や「支払通知書」という形で代金の精算を行うことはさまざまな場面で見かけます。この場合は支払い側が作成する書類に売手側（支払い側から見れば課税仕入れの相手方）の登録番号を記載することになるため、インボイス制度開始にあたり、売手側と支払い側で登録番号等の事前確認が必須となります。

この形式の場合、区分記載請求書等保存方式でも同様ですが、売手側の確認を受けることが必要になりますので、その確認方法についても双方であらためて確認を行いましょ（図表2）。

3 買手側として最低限押さえるべきポイント

消費税の仕入税額控除を行う要件として、インボイスの保存が基本となります。仕入れ先からの

請求書等がインボイスであるかどうか確認を行う必要がありますので、企業の経理担当者や会計事務所の担当者の負担が増えることが想定されます。特に制度スタート直後は、かなり戸惑うこともあるでしょう。仕入れ先からの請求書等に登録番号の記載がない等インボイスの要件を満たしていない場合に、どのように対応すべきか検討しておきましょ。対応方法としては、確認がとれるまではいったん仮勘定で処理をしておく方法や、とりあえず免税事業者等からの仕入れとして処理をしておき、確認がとれるまでは仕訳データに付箋をつけておくことなどが考えられます。

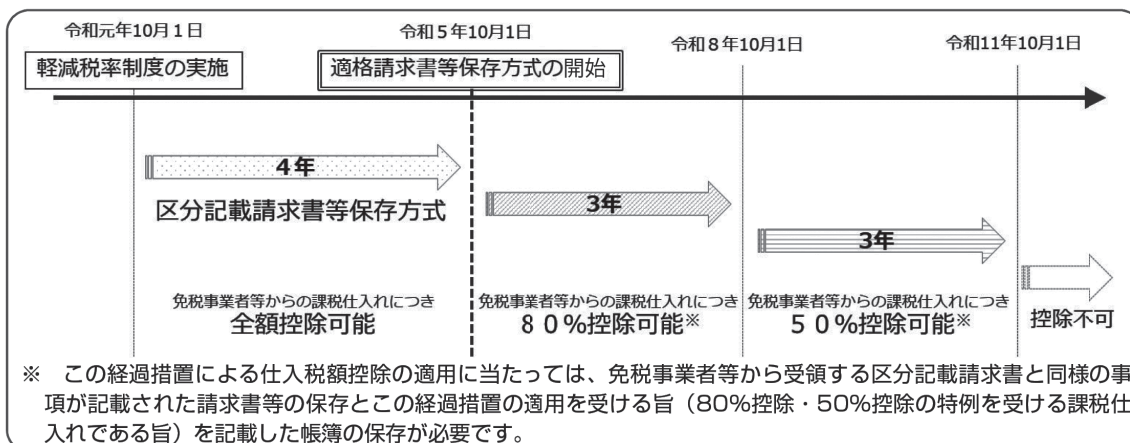
また、会計事務所であれば、顧問先企業が受け取った請求書等がインボイスの要件を満たしているかどうかのチェックを、顧問先と会計事務所のどちらがどのレベルで行うのか、事前に確認して合意しておくことをおすすめします。

(1) 仕入れ先がインボイス発行事業者登録をしていない場合の対応

① 制度開始後6年間の経過措置の把握と経理処理方針の決定

インボイス制度開始後は、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免

図表3 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置



出典：「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」（国税庁）P16

税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。制度開始後3年間はインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れでも8割の仕入税額控除が可能です（図表3）。

この経過措置は、免税事業者等インボイス登録をしない事業者からの仕入れの全額がいきなり控除できないとなると、仕入側の消費税負担に与える影響が大きく、また、インボイス発行事業者登録をしない事業者の急な市場排除にもつながりかねないので、これらの激変緩和措置として設けられています。経過措置が延長されるかどうかは今後の議論となりそうですが、納税者に与えられた準備期間として、売手側、買手側ともに今後の取引対応を検討していく必要があります。

また、この経過措置を適用する取引の経理処理は、下記の2パターンが想定されます。どちらの処理を行うのか、使用する会計ソフトの消費税コードはこの経過措置対応がされているかどうか、事前に確認を行いましょう。

(例) 仕入100 消費税10（令和5年10月1日～令和8年9月30日の80%控除可能期間）

(イ) 仕入税額控除できない分は仕入元本に入れる方法

借方	金額	貸方	金額
仕入	102	買掛金	110
仮払消費税	8		

(ロ) 仕入税額控除できない分は期末等にまとめて雑損失等の科目に振り替える方法

借方	金額	貸方	金額
仕入	100	買掛金	110
仮払消費税	10		

借方	金額	貸方	金額
雑損失	2	仮払消費税	2

上記は「仕入」を例に説明していますが、免税事業者から減価償却資産を取得するケースなどでは、減価償却費計算の基礎となる取得価額には、仕入税額控除できない部分も含めて計算を行うため、元本に入れずに資産計上するケースでは申告調整等が生じ、実務処理が煩雑となります。なるべく仕入税額控除できない部分は元本に入れる上記（イ）の処理の方が望ましいように思われます。

② 独占禁止法、下請法に注意

免税事業者等との取引について、買手が仕入税額控除ができないからといって、消費税相当額の一方的な値引き通告などを行った場合は独禁法や下請法上で問題となる恐れがあります。ただし、実際の商取引上はさまざまな価格競争も想定されますので、一定の値引きを行う状況は出てくる可能性があります。この場合も、仕入税額控除が制限される部分について、双方が協議し納得して取引価格を設定すれば、その価格が引き下げられても独禁法や下請法上で問題とならないとされてい

ます。現場担当者が行き過ぎた交渉を行うと問題となる可能性がありますので、公正取引委員会からの情報等（「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」）を確認し、交渉を行う現場の担当者にも注意喚起して対応する必要があります。

(2) インボイスの保存が不要な取引の把握

インボイスの交付を受けることが困難な以下9つの取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。特に①、⑦、⑨については実務上で多い取引と思われるので、この3つの項目は必須で把握しておきたいところです。

① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

※「公共交通機関特例」といわれています。船舶、バス、鉄道の旅客の運送が対象となります。（航空機やタクシーなどは対象となりません）

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）

③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入

④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の取得

⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入

⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入

⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

※「自動販売機特例」といわれています。自動販売機による飲食品販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機

関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスが対象となります。（小売店のセルフレジ、コインパーキング、ネットバンキング、自動券売機などは対象となりません）

⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）

⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

※「出張旅費特例」といわれています。

コラム 少額特例

小規模事業者にはほかにもインボイスの保存が不要な取引があります。基準期間における課税売上高が1億円以下等の一定の要件を満たす事業者は、令和5年度税制改正により、6年間の経過措置（少額特例）として、税込1万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存がなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となっています。

(3) 社内の経費精算におけるインボイス対応の確認

① 通勤手当や出張旅費

従業員等へ支給する通勤手当や出張旅費・日当等については、上記(2)⑨「出張旅費特例」の適用により、インボイスの保存は基本的に不要となります。ただし、法人カードで出張旅費を支払っている場合には、この「出張旅費特例」の適用はできませんので、インボイスの保存が必要になります。（ただし、上記(2)①の「公共交通機関特例」の適用がある場合にはインボイスの保存は不要となります。）つまり、たとえば出張・外出で飛行機やホテル、タクシーを利用し、従業員自身が立替払いをするのではなく、法人カードによる支払いをするときには、インボイスが必要になります。

② 備品、贈答品の購入や接待飲食費等

小売店等で備品や贈答品等を購入した場合や、

取引先と飲食店での会食などを行った場合には、購入したお店がインボイス発行事業者であれば「簡易インボイス」が発行されますので、その簡易インボイスの保存で足りります。(会社名の宛名を記載した「インボイス」として交付してもらう必要はありません。)

注意したいのは、従業員個人がネット通販などで備品を購入した場合等です。従業員の個人名で領収書が発行された場合は、会社宛てのインボイスとはなりません。この場合、購入した従業員から、その個人名のインボイスのほかに、会社名等を記載した立替金精算書等を会社に提出してもらう必要が生じます。

(4) 請求書が交付されない取引への対応(事務所家賃、月極駐車場代や顧問料など)

取引の都度、請求書や領収書が交付されず、決まった金額が口座振替により引き落とされるような取引が実務上あると思います。特に想定されるのが、事務所の家賃や駐車場代金、士業の顧問料等です。これらの取引については、インボイス制度開始後どのような対応になるのか、事前に相手方に確認が必要です。口座振替の案内通知書等があり、それがインボイスとして使われる可能性もありますが、特に何も無い場合には、インボイスの交付がないため仕入税額控除ができないこととなります。

インボイスに必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなります。そのため、対応方法としては、たとえば、取引年月日以外のインボイス記載事項のある賃貸借契約書や顧問契約書とともに、通帳や銀行が発行した振込金受取書(取引の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、インボイスの保存要件を満たすことができます。

既存の契約の場合は、契約書にインボイス登録番号の記載がないケースが多いと思いますので、相手先に登録番号を確認し、その確認した証拠書類等をあわせて保管するようにしましょう。

特に個人の不動産貸主の場合はインボイス発行

事業者の登録をしていないケースも想定され、制度自体の認識も乏しく交渉が難航するケースも考えられますので、早い段階で確認を行いたいところです。

4 (参考) 制度開始後にも意識しておきたいポイント

経過措置や特例を使いながら対応していく企業や、顧問先支援を行う会計事務所の場合は、今後到来するその期限にも気を配りましょう。参考までに、令和5年度10月1日以降の法令関係を図表4に示します。

図表4 インボイス制度開始後の特例や経過措置の開始と終了

	【売手】 インボイスを機に課税事業者となった小規模事業者	【売手】 一定の売上高以下の小規模事業者	【買手】 インボイスがない取引の買手側の事業者
経過措置 特例 日程	2割特例	少額特例	仕入税額控除の経過措置
令和5年10月1日 (インボイス制度開始)	開始	開始	80%控除が開始
令和8年9月30日	終了		80%控除が終了
令和8年10月1日			50%控除が開始
令和11年9月30日		終了	50%控除が終了

5 終わりに

本稿では、実務上優先すべき項目に絞り解説しましたが、インボイス制度はほかにも多くの注意すべき論点があります。国税庁からのQ&Aや制度解説資料などは一通り目を通しておき、自社に関係のある部分は重点的に把握しておくといでしょう。

インボイス制度開始後は、売手側、買手側ともに、想定していないイレギュラーな事象が起こる

ことも想定されます。イレギュラーな処理が発生したときの対応方法等を現場の担当者等と事前に決めておき、業務に滞りがないようにしたいところです。今発表されている情報だけでは、判断に難しいケースも出てくると思われますが、制度の基本原則を押さえながら、慌てずに対処していきましょう。

また、インボイス制度は、電子帳簿保存法の改正と併せて、経理・総務業務の見直し、DXを進める良い機会ともいえます。デジタルインボイス等についても検討していき、今後の業務改善につなげていただければと思います。

※デジタルインボイスについては、本特集「Ⅲ 電子帳簿保存法の変更のチェックポイント」で解説します。 **MR**

販売管理・財務会計・消費税申告書など、 最新のMJSシステム対応

近藤 浩史

株式会社ミロク情報サービス
執行役員 製品企画開発部長

インボイス制度が導入されると、インボイスの発行者は、発行する請求書等の記載項目を変更する必要があります。また、インボイスの受領者は、適格請求書とそれ以外の請求書を区別したうえで複雑な消費税計算を行う必要があり、経理業務が非常に複雑化するとされています。

ミロク情報サービスでは、ACELINK、MJS LINK、Galileoptなどのシステムにおいて、2023年6月までにインボイス制度の基本的な対応を完了し、複雑になる経理業務の負担軽減、さらにはインボイス制度の導入をきっかけに経理業務のデジタル化を実現するシステムを提供しています。ここでは、その対応内容について、ユーザーの皆さまへ詳細をお伝えします。

1 | インボイスの発行に関するシステム 対応(販売管理システムの対応)

<制度上の要件>

インボイス(適格請求書)には、以下の事項を記載することとされています。(下線の項目が現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

なお、⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとされています。

また、買い手が発行する仕入明細書や支払通知書(インボイスの記載事項を満たしたもの)を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。この場合、課税仕入れの相手方の「登録番号」を記載する必要があります。

<MJSシステムの対応>

(1) 請求書等の発行(売り手→買い手)

インボイスの記載事項である「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を記載した請求書・納品書等を発行できるようにしました。会社基本情報に自社の「登録番号」を事前登録しておくことで、請求書・納品書等に「登録番号」を自動で印字することができます。

(2) 支払通知書等の発行(買い手→売り手)

MJSの販売管理システムでは、売り手が請求書を発行せず買い手が支払通知書等を発行する場合を考慮し、インボイスの記載事項に対応した支払通知書等を発行できるようにしています。また、仕入先ごとの支払通知書等を円滑に作成できるように、仕入先基本情報で「登録番号」等、以下の情報を管理できるようにしています。

- ① 登録番号と登録日、取消/失効日
- ② 事業者区分(適格請求書等発行事業者(登録事業者)か免税事業者等かの区分)

これらの情報を仕入先ごとに事前登録しておくことにより、支払通知書等の発行の都度、仕入先の「事業者区分」と「登録番号」を確認する手間が不要となります。

(3) 誤った書類を発行しないためのチェック機能

① 「登録番号」のチェック機能

得意先や仕入先の「事業者区分」や「登録番号」を誤って登録されることがないように、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトのWeb-API^(※1)を利用した照合機能を搭載しています。(全ての得意先や仕入先を一括でチェックすることもできます。)これにより得意先や仕入先の「登録番号」を誤って記載することを防止できます。

(※1) 国税庁では、適格請求書発行事業者公表サイトで適格請求書発行事業者登録を行った事業者の情報を公表しています。また、利用者が保有するシステムからインターネットを経由してリクエストを送信することで、指定した登録番号で抽出した情報を連携するWeb-APIを提供しています。国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

② 「インボイスチェック」機能

請求書や支払通知書の発行にあたって、インボイスの記載事項を満たしていない書類を発行してしまうことがないように「インボイスチェック」機能を搭載しています。「インボイスチェック」では、以下をチェックします。

- 1) 「登録番号」が記載されているかどうか
- 2) 「税率ごとに区分した消費税額」が記載されているかどうか
- 3) 1つの請求書で、2回以上の端数処理が行われていないかどうか

(4) 請求締日の一括変更機能

適格請求書発行事業者になる日をまたいで請求がある場合、登録前後で請求を分けることになります。この場合、取引先ごとの請求締日をいったん適格請求書発行事業者の登録日前に変更して請求書を発行した後、請求締日を本来の締日に戻す必要があります。

このような運用を簡単に行えるようするために、MJSの販売管理システムでは、取引先の締日を一括で変更する「請求締日の一括変更」機能を搭載しています。

2 インボイスの受領に関するシステム対応(財務会計システムの対応)

<制度上の要件>

インボイス制度の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等およびこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定の割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

<MJSシステムの対応>

インボイス制度の導入後は、上記の<制度上の要件>にあるとおり、免税事業者等からの課税仕入れは仕入税額控除を行うことができません。そのため、会計処理においては、取引ごとに「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ」と「免税事業者等からの課税仕入れ」を判断し区別する必要があります。

そのため、MJSの財務会計システムでは、仕訳入力においてそれらを区別するための「事業者区分」(課税事業者取引/免税事業者等取引)を追加しました。なお、この「事業者区分」は取引先基本情報(後述)の登録内容に基づき自動判定します。

(1) 取引先の事業者区分の管理

取引先基本情報で仕入先ごとに以下の情報を管理することができます。

- ① 事業者区分(適格請求書等発行事業者(登録事業者)か免税事業者等かの区分)
- ② 登録番号と登録日、取消/失効日

これらの情報を仕入先ごとに事前登録しておくことにより、仕訳入力時に「事業者区分」を自動

判定できるようになります。

なお、取引先の「登録番号」の管理においては、前述の販売管理システムと同様に国税庁の適格請求書等発行事業者公表サイトのWeb-APIを利用した照合機能を搭載しています。これにより取引先の「登録番号」を誤って登録することを防止できます。

(2) 仕訳計上に関する対応

① 「事業者区分」の追加

仕訳の入力項目に「事業者区分」を追加し、「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ」と「免税事業者等からの課税仕入れ」を区別できるようにしました。この「事業者区分」は、補助・仕入先に取引先を入力した場合、取引先基本情報から自動判定します。(補助・仕入先の入力がない場合は「課税事業者取引」が初期値となります。)これにより仕入税額控除の計算等を簡単かつ正確に行えるようにしています。

② 「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の計算への対応

「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」も自動計算できるように対応しています。入力された仕入先(事業者区分)と仕入日によって経過措置の割合(仕入税額控除相当額の80%、50%、0%)を自動判定します。

【経過措置期間の仕訳の計上方法】

「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の期間における仕訳計上では、仕入税額控除が受けられない分について、以下の2通りの方法で処理することが想定されます。

- ① 該当費用に上乘せする方法
- ② 期末に雑損失などに振り替える方法

例えば、税抜経理方式で「仮払消費税」で仕訳入力している地方消費税も加味した「課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10を乗じて算出した金額」で計上している場合、仕訳入力は次のようになります。

(例)「80%控除期間」に免税事業者から1,100円で消耗品を購入した場合

- ① 控除されない分を「該当費用に上乘せする方法」の場合

(借方)		(貸方)	
消耗品費	1,020円	現金	1,100円
仮払消費税	80円		

② 「期末に雑損失などに振り替える方法」の場合

(借方)		(貸方)	
【取引時点】			
消耗品費	1,000円	現金	1,100円
仮払消費税	100円		
【期末等】			
雑損失	20円	仮払消費税	20円

MJSの財務会計システムでは、経過措置期間の仕訳計上方法として、上記の2つの方法のいずれかを選択できるようにしています。

③ 免税事業者取引の検索機能

MJSの財務会計システムでは、免税事業者との取引として入力された仕訳等を確認できるように以下の機能を搭載しています。

- 1) 仕訳帳
免税事業者等取引の仕訳の検索機能
- 2) 仕訳日記帳・元帳
免税事業者等取引に印をつける機能
- 3) 消費税精算表
免税事業者等取引の金額を区別して確認できる機能

3 消費税申告書システムの対応

(1) 消費税申告書・付表の様式改正

インボイス制度により消費税申告書・付表が改正(令和5年10月1日以後終了課税期間から適用)されます。改正様式に対応したシステムを消費税申告時期に間に合うようにリリースします。

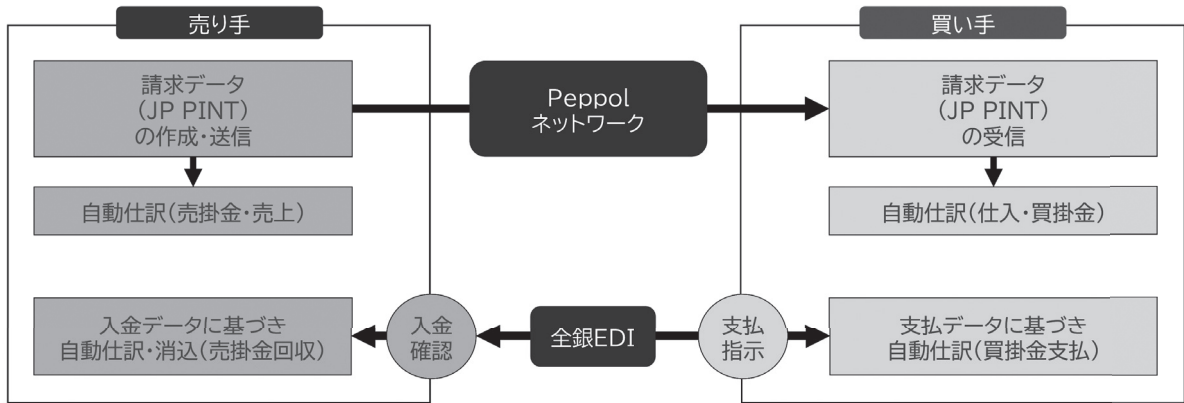
(2) 「積上計算」と「割戻計算」への対応

MJSの消費税申告書システムでは、従来から「積上計算」と「割戻計算」に対応していましたが、設定方法等をインボイスの制度・運用に合わせて変更します。また仮計算機能を利用することで2つの計算方法による税額比較を行うことができます。

(3) 「原則課税」「簡易課税」「2割特例」の比較機能

令和5年度税制改正により「適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」(2割特例)が設けられました。原則・

図表1 デジタルインボイスによる経理業務の効率化イメージ



簡易・2割特例それぞれの課税制度の要件を満たす場合、有利な課税制度を選択してもよいため、システムで比較できるように対応を行います。

4 デジタルインボイスへの対応

＜デジタルインボイスの概要＞

デジタルインボイスとは、標準化され構造化されたデータによるインボイスのことです。請求書の電子データ化を進めるために、デジタル庁およびEIPA（デジタルインボイス推進協議会）により、Peppolに基づくデジタルインボイスの日本の統一規格（JP PINT）^(※2)が制定され、運用が開始されました。

デジタルインボイスが普及することで、主要な財務会計システムや販売管理システムで請求書データを連携することができるようになります。紙での発行に比べ、郵送費や封入コスト、文書の保管コストの削減などが見込まれるほか、請求および支払い、さらに入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、会計処理が自動化され事務負担が軽減されることが期待されます。以下で詳しく見ていきます。

(※2)「Peppol」とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関するグローバルな標準仕様です。「JP PINT」は、そのPeppolネットワークでやり取りされるデジタルインボイスの日本の標準仕様です。

(1) 入力業務・突合業務の自動化

これまで紙の請求書等を見ながら行っていた

伝票入力が自動化できます。請求書が電子データとなるため、システムで請求書の内容を読み取り、自動で伝票を作成できるようになります。また、請求書に記載されている請求金額とシステムに入力された納品書や買掛金との突合もシステムで自動で行えるようになります。これらは、デジタルインボイスの日本の統一規格（JP PINT）ができたことで、今後は自社と取引先のシステムの違いにかかわらず実現が可能になります。

(2) 支払・入金業務の効率化

JP PINTによりデジタル化されたインボイスを直接受領できることから、請求と支払を紐づけて管理することができるようになります。これによって支払業務および入金消込業務の効率化が期待できます。

また、全国銀行協会が運営する「全銀EDIシステム（ZEDI）」との連携も検討されており、連携が実現すれば支払業務のさらなる効率化および入金消込業務の自動化が期待されます（図表1）。

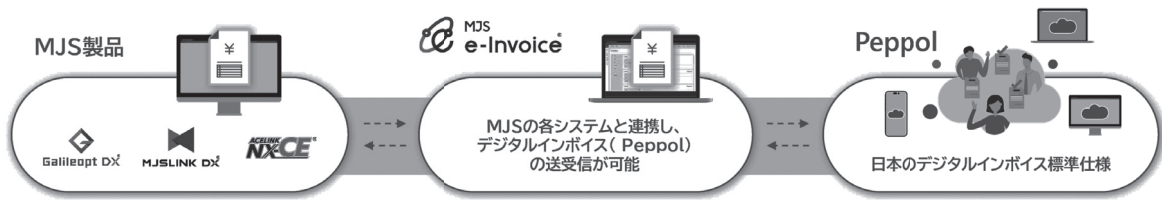
＜MJSシステムの対応＞

MJSでは、JP PINTに準拠したデジタルインボイスの作成・送受信・保存（電子帳簿保存法に準拠）が行える『MJS e-Invoice』を提供しています。

この『MJS e-Invoice』とACELINKやMJSLINK、Galileopt等のMJSシステムと組み合わせて利用することで、『MJS e-Invoice』で受領したデジタルインボイスの内容をもとに、各財務会計システ

ムで自動で仕訳を作成することができるようになります(図表2)。

図表2 『MJS e-Invoice』イメージ



MR

終了する宥恕措置、新たな猶予措置、緩和される保存要件をチェック。業務効率化を念頭に電子保存を行う

税理士・公認会計士
佐久間 裕幸

佐久間税務会計事務所
MJS 税経システム研究所 客員講師

電子帳簿保存法の電子取引の宥恕期間の終了が近づいてきました。電子帳簿保存法は近年の税制改正で緩和の方向で繰り返し改正されています。今、電子化を検討している方にとっても、これから検討していく方にとっても重要な令和5年度税制改正で変わったポイントと、電子化への準備で押さえるべきポイントを解説します。

1 電子帳簿保存法の改正をふまえた対応準備のポイント

電子帳簿保存法の改正等の影響をふまえ、電子帳簿保存法に対応する場合に行うべき準備のポイ

ントを時系列でのチェックリストにすると、下記のようになります。

本稿ではこのチェックリストのポイントに沿って解説していきます。詳細は本文の参照項の部分をご覧ください。

日程	発生事象	対応する電子帳簿保存法の類型	行うべき準備	参照項
令和5年 10月1日	インボイス制度の開始に伴いデジタルインボイス運用開始	<input type="checkbox"/> 帳簿の電子保存 <input type="checkbox"/> 書類の電子保存 <input type="checkbox"/> スキャナ保存 <input checked="" type="checkbox"/> 電子取引の保存	<input checked="" type="checkbox"/> インボイス制度への対応方針の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 9月30日までにデジタルインボイスのシステム整備 <input checked="" type="checkbox"/> 9月30日までに運用体制の整備・関連部署への説明	2
令和5年 12月31日	電子取引の保存に係る宥恕期間の終了	<input type="checkbox"/> 帳簿の電子保存 <input type="checkbox"/> 書類の電子保存 <input type="checkbox"/> スキャナ保存 <input checked="" type="checkbox"/> 電子取引の保存	<input checked="" type="checkbox"/> 12月31日までに電子取引保存方針の確定 <input checked="" type="checkbox"/> 12月31日までに新しい業務フローを関連部署に説明	3
令和6年 1月1日	令和5年度税制改正での保存要件の施行	<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿の電子保存 <input type="checkbox"/> 書類の電子保存 <input checked="" type="checkbox"/> スキャナ保存 <input checked="" type="checkbox"/> 電子取引の保存 ・保存要件の緩和 ・優良な電子帳簿の範囲の縮小	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度改正の理解 <input checked="" type="checkbox"/> 12月31日までにシステムの導入、整備 <input checked="" type="checkbox"/> 12月31日までに業務ルールの中で改正ポイントがどのように関わるか検討して、必要な修正を行う	4
令和6年 5月31日	3月決算会社の場合、優良な電子帳簿の届出の期限	<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿の電子保存 <input type="checkbox"/> 書類の電子保存 <input type="checkbox"/> スキャナ保存 <input type="checkbox"/> 電子取引の保存 ・優遇措置を受ける旨の届出書	<input checked="" type="checkbox"/> 補助簿の整備状況の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 法定申告期限までに届出書の作成・提出	5

まず、本年10月1日のインボイス制度開始により、デジタルインボイスが動き出すこととなります。デジタルインボイスは、電子帳簿保存法でいう「電子取引」に該当しますので、デジタルインボイスを使う場合は、電子取引の保存を行うために準備が必要です。

続いて、本年12月いっぱいまで電子取引保存義務の宥恕期間が終了します。令和6年1月より、令和5年度税制改正での保存要件による電子帳簿保存法が施行となります。令和5年度税制改正では、各種保存要件が緩和されたほか、優良な電子帳簿の範囲が限定・明確化され、優良な電子帳簿の保存に取り組みやすくなりました。この改正を受けて優良な電子帳簿をスタートするようであれば、3月決算の会社では、5月31日が届出書の提出期限となります。

全体として見れば、インボイス制度のように対応期日をはっきり決まっているものとは違い、電子帳簿保存法への対応はそれぞれの事業者の対応状況や裁量に任されている部分が多いといえます。令和5年度税制改正での要件緩和により、さらに事業者にとっての自由度が増しました。

ここからは、電子帳簿保存の開始を検討するにあたり関わってくる、デジタルインボイスと、令和5年度税制改正の内容を一つずつ確認していきます。取り組みの自由度が高い中でも、自社にとっていつ何をするのがベストなのか、最低限何をすればよいのかを、考える参考になれば幸いです。

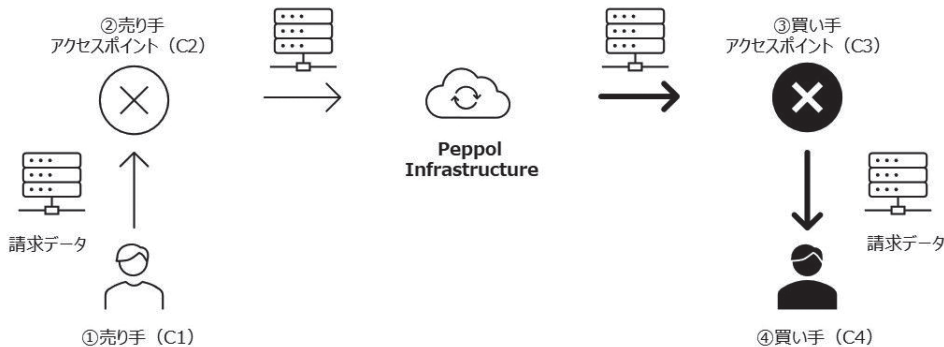
2 デジタルインボイスの運用開始

(1) デジタルインボイスとは

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度が始まると、企業では、インボイスを発行してくれる登録番号を持った事業者からの課税仕入と、登録番号を持っていない事業者からの課税仕入を区分する必要があります。開始してから3年間は、インボイスがない課税仕入の場合でも80%相当額の仕入税額控除が認められていますが、その80%相当額の仕入税額控除をするためには、インボイスの有無により取引を区分する必要があります。こうした手数を省き、自動計算するためにデジタルインボイスの利用が考えられています。

デジタルインボイスとは、データ化された適格請求書であり、電子帳簿保存法の概念でいえば、電子取引の仕組みによりインボイスをやり取りすることです。従来、電子インボイスと言われていましたが、デジタル庁では、デジタルインボイスという表現を使うようになりました。従来、電子取引を実施するためには、販売者と購買者の2つの企業のいずれかが開発した専用の電子商取引システムを利用するか、汎用の電子商取引システムを両者が導入している必要がありました。しかし、インボイス制度の開始によりデジタルインボイスを活用することがビジネスの遂行上必須になることを見越して、デジタルインボイスの日本の共通規格JP PINTがまとめられました。JP

図表1 Peppolの仕組み



出典：デジタル庁ホームページ https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice_faq_02/

PINTは、欧州で使われている規格Peppolの日本版の規格で、異なる電子商取引システムであっても、インボイスデータのやり取りを可能とする共通の仕組みとなっています。

図表1のように売り手のアクセスポイント(C2)と買い手のアクセスポイント(C3)の間で、標準仕様にそったインボイスデータセットをやり取りしますので、アクセスポイントに登録している販売管理システム、購買管理システムを使ってさえいけば、両者のシステムのメーカーが違っていても電子取引のやり取りが成立することになります。この仕組みは、電子メールが届く仕組みと似ているともいえます。

(2) デジタルインボイスと電子取引

令和5年10月1日からスタートするインボイス制度では、請求書等とは、一定の書類及び電磁的記録である(新消費税法30⑨)と定義されました。したがって、デジタルインボイスは電子取引だということになります。そして、インボイスの保存期間の原則を7年であると定める消費税法施行令第50条第1項では、「電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。」として、その財務省令ではインボイスの保存は、電子帳簿保存法の電子取引の保存要件に従って保存するか、整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面で保存することとされています(新消費税法施行規則15の5)。もともとは電磁的記録は正式な請求書等とはされていなかったため、電子取引により行った取引について、帳簿において「請求書等の交付を受けなかつたことにつきや

むを得ない理由」を記載することが求められました。しかし、新消費税法施行規則15の5により、電子取引による請求データも消費税法上の正式な請求書等と同様の帳簿記載でよいことになりました。これを整理すると図表2のようになります。

令和3年度の税制改正により、所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税に係る保存義務者については、令和4年1月1日以後行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面やマイクロフィルムに出力して保存する措置が廃止されましたので、その電磁的記録を一定の要件の下、保存しなければなりません。一方、消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、令和4年1月1日以後も引き続き、その電磁的記録を書面に出力することにより保存することも認められています(一問一答電子取引-問26)。

(3) 対応の手順

デジタルインボイスによる業務処理に移行するには、電子取引を実行できるシステムが必要です。もちろん、請求書をPDFにして、メールでやり取りしても電子取引ですが、これではデジタルインボイスとしての自動処理にはひと手間かかってしまいます。やはり、購買管理システムで請求書データを受け取るといった処理ができるようなシステム化が必要です。本稿の刊行時期を考えると、システムの選定、導入、業務の流れの変化を現場に定着させる運用までの実施は困難かも

図表2 消費税法と所得税・法人税法での請求書等の保存方法について

仕入税額控除のために保存すべきもの	令和4年1月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月1日より
消費税における帳簿の記載	通常の記事に加えて、電子取引のため請求書等の保存がないという「やむを得ない理由等」の記載が必要	通常の記事(取引年月日、取引、相手方の氏名又は名称、課税仕入れに係る資産又は役務の内容、支払い対価の額)でよい
消費税における請求書等(インボイス)の保存	請求書等の交付を受けられなかったと考える	電子取引としての保存要件で保存 書面に出力しての保存も可能
所得税、法人税での電子取引の保存	電子帳簿保存法に基づき電子保存(宥恕措置により書面出力可)	電子帳簿保存法に基づき電子保存(書面出力不可。ただし宥恕措置の期間中は可)

しれません。しかし、すでに準備を始めている企業では10月1日の運用開始を目指すこととなります。インボイスの保存は、10月1日より開始ですが、デジタルインボイスへの切り替えはいつからでもよいわけです。したがって、企業の実情に応じて、スケジュールを設定して、システムの選定、導入、業務の流れの変化を現場定着の段取りを進めることもできます。

3 電子取引の保存に係る 宥恕期間の終了

電子取引については、電子取引の取引データを出力して保存していれば、電子データ自体の保存は不要という宥恕期間の取扱いが令和4年1月1日から2年間続いていましたが、いよいよ令和5年12月31日で終了となります。令和6年からは電子データの保存が必須となるわけですが、令和5年度税制改正の中で電子取引の保存要件の緩和と保存が困難な企業への対処という2つの措置が講じられました。

(1) 保存要件の緩和

保存義務者が税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合に検索要件のすべてを不要とする措置について、対象者を図表3のように決めました。

従来、売上高1,000万円以下という極めて小規模の事業者には検索要件不要という措置は適用されていませんでしたが、売上高5,000万円以下の事業者まで拡大されたことで、電子ファイル保

存システムなどを導入してもコスト倒れになる比較的小規模の事業者は検索機能がない保存方法（フォルダ内でのファイル管理など）も容認されることになり、いっそうの配慮が進んだこととなります。また、この基準は、消費税の簡易課税が適用される課税売上高5,000万円の基準とも近いことで、従来、課税仕入に係る請求書等の保存の必要がなかった事業者への配慮がされたと考えることもできるでしょう。

さらに、こうした売上高に関わらず、電磁的記録を書面に出力し、それが整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されている場合には、同じく検索要件不要で電磁的記録を保存することができることになりました。これで、企業規模に関わらず、検索性を確保せずに電磁的記録を保存することが可能となります。以前から、電子取引に伴う電磁的記録を書面に出力して経理処理をしていた会社では、電子データの保存さえしておけば、これまでの業務の流れを変えることなく電子取引の保存義務を履行することができます。その中で、業務処理を電子データを利用した業務の流れに変更するかしないか、変更するタイミングは、会社が自発的に決めることができるようになりました。電子化することでのメリットが得られる企業だけが電子化すればよいわけです。

(2) 保存が困難な企業への新たな猶予措置

納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、質問検査権に基づく当該電磁

図表3 電子取引の電子保存において検索要件のすべてを不要とする措置の対象者

措置	対象者	
	令和3年度改正 (R4.1～)	令和5年度改正 (R6.1～)
税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合、検索機能を不要とする	売上高1,000万円以下である保存義務者	売上高5,000万円以下である保存義務者 売上高に関らず、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された出力書面で提出できる保存義務者

的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件に関わらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされました。

「相当の理由」としては、「その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合」といった例示がされています（一問一答電子取引-問61）。しかし、この例示から考えると、最初の税務調査はともかく、2回目の税務調査でも「システムの整備が間に合いません」は通らないように思います。そもそもこの措置を定めた規則（電子帳簿保存法施行規則4③）は、災害その他やむを得ない事情での取扱いを定めた条文に追加されたものであり、その意味でも経常的・恒常的な状況を想定したものではないように思われます。

(1) の保存要件の緩和と (2) 保存が困難な企業への新たな猶予措置をまとめると、図表4のようになります。

(3) 対応の手順

一番理想的なのは、令和5年12月31日の宥恕期間の終了までに、システムの導入、整備を終え、このシステムによる新しい業務フローを関連部署に説明し終わっていることです。

あるいは、それが難しい場合や費用対効果が見込めない場合などに、前掲 (1) の保存要件の緩和

による対処を適用することとしたのであれば、検索の要件は不要であるものの、真実性の確保等の措置（タイムスタンプ等）は必要ですので、それが確保できるような社内の運用体制を作り、社内に周知しておくことが必要です。たとえば、旅費・経費精算であれば、航空券の領収書のダウンロードデータを出力して経費精算の業務はしていても、ダウンロードデータ自体も特定のフォルダに保存をして、適切なファイル名とするための命名規則を通知しておくことになります。

4 令和5年度改正での保存要件の施行

(1) 令和5年度改正の概要

令和6年1月1日が令和5年度税制改正による電子帳簿保存法の改正の施行日となります。優良な電子帳簿、スキャナ保存、電子取引について要件緩和がされています。したがって、令和3年度改正を受けて、社内の業務の電子化に踏み切っている企業の場合、令和5年度改正は、要件緩和のみの改正ですので、基本的には特に追加の準備が求められるものではありません。これから電子化を検討し始める企業にとっては、電子化にあたって考慮しなければならない点が以前より少なくなったので、より簡単なシステムや業務フローで電子化を取り入れることができます。

優良な電子帳簿については、次節で解説するとして、ここではスキャナ保存と電子取引の保存要件の緩和について解説します。

(2) スキャナ保存の保存要件の緩和

令和5年度改正では、スキャナ保存の保存要件

図表4 令和5年度税制改正（令和6年1月1日から適用）後の電子取引の2つの措置

(1) 保存要件（検索要件）の緩和	(2) 保存が困難な企業への新たな猶予措置
① 売上高5,000万円以下である保存義務者は検索要件不要。	相当の理由がある場合に、保存要件によらない保存ができる。 当該電磁的記録のダウンロードの求めと出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態）での提示又は提出に応じることができる必要がある。
② 電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力、かつ取引年月日等及び取引先ごとに整理）の提示又は提出の求めに応じることができる場合も検索要件不要。	

図表5 スキャナ保存の保存要件 令和5年度改正による変更点

	要件	重要書類	一般書類	過去分重要書類
	入力期間の制限（書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力（規2⑥一イ、ロ）	○		
	一定水準以上の解像度（200dpi以上）による読み取り（規2⑥二イ（1））	○	○	○
	カラー画像による読み取り（赤・緑・青それぞれ256階調（約1677万色））（規2⑥二イ（2））	○	グレースケールでも可	○
	原則としてタイムスタンプの付与（規2⑥二ロ）	○	○	○
令和5年度改正で削除	解像度及び階調情報の保存（改正前規2⑥三八（1））	○	○	○
	大きさ情報の保存（改正前規2⑥三八（2））	○	○	○
	バージョン管理（訂正又は削除の事実及び内容の確認等）（規2⑥二ハ）	○	○	○
	入力者情報の確認（改正前規2⑥三）	○	○	○
	スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持（規2⑥三）	○	○	○
	見読可能装置（14インチ以上のカラーディスプレイ、4ポイント文字の認識等）の備付けと整然・明瞭出力（規2⑥四）	○	グレースケールでも可	○
	電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け（規2⑥六、規2②一）	○	○	作成及び保存に関する事務手続の書類も
	検索機能の確保（規2⑥五）	○	○	○
	その他			届出書の提出

のうち、読み取ったデータの解像度及び階調情報の保存、読み込む書類の大きさ情報の保存、及び入力者情報等の保存が不要となりました。また、スキャン文書と帳簿の相互関連性の確保については、契約書、領収書及び請求書など重要な書類についてののみ求められることになりました。したがって、一般書類のスキャナ保存文書については、会社が業務に利用できる範囲での関連性確保さえ確保できていればよいという意味では、スキャナ保存に踏み切りやすくなったといえます。関連性確保のためにOCRでテキスト化して、関連性確保のためのキーとする、あるいは読み取ったデータの一連番号を帳簿に入力する、あるいは帳簿の伝票番号をデータ側に入力するといった作業をしなくてもよいからです。これらの改正ポイントを含めて保存要件を図表5に示します。令和4年度までの保存要件の表をもとに、令和5年度税制改正で削除された事項を取り消し線で示します（取り消し線がない部分の根拠

条文番号は令和5年度改正後のものです）。

解像度や大きさ情報は、スキャナ保存制度が最初に導入された2006年から20年近く経過する中、技術進歩等でスキャナ保存制度が求める技術的な精度という意味ではほとんどの機器の性能が十分に高くなっており、200dpiや1,677万色をクリアしているか確かめる必然性が低く、こうした情報を保存させる意味合いが失われたということかと思われます。また、スキャナでの読み込み処理をアウトソーシングするような場合、あるいは経費精算を秘書に頼んだり、読み取った画像と元の書類の同一性を確かめる人が読み取り作業をした本人とは限らないといった場合など、スキャナ保存の様々な利用形態を考えると、入力者情報の保存を求めることが電子化を推進するネックになる恐れがありました。たとえば、みなさんの会社の複合機でスキャンをして、スキャナ保存システムでデータを管理する場合、大きさ情報は確認できると思われますが、誰が読み取ったかの情報は

画像データの中にはありません。電子ファイル管理システム側でファイルを登録した人の情報が登録できる場合でも、スキャンした人と電子ファイル管理システムに登録する人が同じという保証はないわけです。

令和5年度税制改正でのスキャナ保存の改正は、実務に密着したニーズに対応したものであると考えることができます。

(3) 電子取引の改正の保存要件の緩和

電子取引の保存要件の改正ポイントを図表6に示します。電子取引に関する改正では、「3 電子取引の保存に係る宥恕期間の終了」でも述べたように、検索機能の確保の要件が大幅に緩和されました。また、真実性の確保の要件として、図表6の④ i ~ ivがありますが、④ ii の削除線の通り、保存関係者情報 (= 入力者情報) の保存が不要となりました。(電子帳簿保存法施行規則4①)。

④ ii の保存関係者情報保存の緩和は、スキャナ保存と同様の対処ですが、ファイル保管システムを使用している場合、スキャナ保存も電子取引の保存も同じシステムを利用して実現していることが多いため、要件を揃えたものと思われます。

(4) 対応の手順

以上のように要件緩和の改正であるため、令和6年1月1日から緩和された要件で運用が開始できればよいわけで、令和3年改正の要件に基づいてシステム導入や社内のルールを策定していた場合、あえて、変更する必要もないといえます。半面、スキャナ保存における今回の改正ポイントが実務的な運用上で困難があるという悩みを抱えていた企業の場合には、運用ルールに今回の要件緩和を取り込むことで、運用が容易になることが想定されます。

したがって、令和6年1月1日までに社内のルール等、運用体制について、今回の要件緩和がどのように影響するか、再検討することが望まれます。

電子化で業務効率アップが見込める企業では、スキャナ保存や電子取引の保存要件を満たしているシステムを導入することです。また、業務の変化を最低限に抑える対応としては、電子取引データの保存について、検索機能の猶予措置を利用しながら、図表6の④ iv の事務処理の規程を定め運用することです。

図表6 電子取引の保存要件 令和5年度税制改正による変更点

① 電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	取り消し線の部分は、令和五年度改正で変更・削除
② 可視性の確保 (見読可能装置の備付け等)	
③ 検索機能の確保 i 取引年月日その他の年月日、取引金額及び取引先名を検索の条件として設定できる ii 日付又は金額に係る記録事項については、その範囲を指定して条件設定 iii 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる ただし、質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、iiとiiiの要件は不要。また、判定期間(前々年)における売上高4,000万円以下5,000万円以下である保存義務者が電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合は、検索機能はすべて不要。電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力、かつ取引年月日等及び取引先ごとに整理)の提示又は提出の求めに応じることができる場合も検索要件不要。さらに、相当の理由がある場合に、保存要件によらない保存ができる。	
④ 真実性の確保 i タイムスタンプを付与後に電子情報の授受を行う ii 取引情報の授受後遅滞なく、タイムスタンプ付与及び保存関係者情報を保存する iii 訂正・削除不可、又はその履歴が残るシステムを使用する iv 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、運用する	

5 優良な電子帳簿の補助簿の範囲の限定化と届出書提出

(1) 優良な電子帳簿とは

優良な電子帳簿とは、訂正・削除の履歴を残すなど帳簿の信頼性を確保する各種の要件を満たす帳簿の電子保存をいいます。令和3年度税制改正以前は、これらの各種の要件を満たしたうえで税務署長の承認を得ることが必要でしたが、令和3年度税制改正以後は同じ要件で承認は不要となり、届出を行うこととなりました。仕訳帳及び総勘定元帳その他必要な帳簿（所得税施行規則58①、法人税法施行規則54）など5種類の国税関係帳簿に関する電磁的記録の備付け及び保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合に、その帳簿の記載事項に関して、修正申告書の提出、更正等があった場合に、過少申告加算税が軽減されることとなっています（電子帳簿保存法8④）。

ここで、「仕訳帳及び総勘定元帳その他必要な帳簿」の「その他必要な帳簿」とは、所得税法施行規則、法人税法施行規則により手形記入帳、得意先元帳、仕入先元帳、商品受払台帳など青色申告の承認を受けている事業者が記帳すべき帳簿であるとされます。したがって、酒税法に基づく酒類製造者等に課せられる帳簿記帳（酒税法46）といった特別なものを除き、ほぼすべての帳簿が対象となることになります。

しかし、帳簿は、販売管理システムや購買管理システムから出力される売上帳や仕入帳、給与計算システムから出力される賃金台帳など、その作成を行うシステムは会計システムだけでなく、多岐にわたっています。現金の入出金を管理する現金出納帳は、表計算ソフトで作成されている場合もあります。しかし、所得税、法人税において作成を求められるすべての帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして保存しなければ、優良な電子帳簿としての過少申告加算税の軽減を受けることはできないという解釈が示されていました。つまり、過少申告加算税の軽減を受けるためには、多数のシステムを保存要件に対応させる必要があり、事業者にとって負担が大きいと懸念されてい

ました。優良な電子帳簿の要件は、基本的に令和3年度税制改正以前の電子帳簿保存法の要件を受けていますので、市販の会計システムは、そのほとんどが優良な電子帳簿の要件をクリアしています。しかし、販売管理システム、購買管理システム、在庫管理システム、固定資産管理システム、給与計算システムでは、電子帳簿保存法による帳簿の保存といった発想自体がありませんでした。これでは、優良な電子帳簿による過少申告加算税の軽減など受けられないという実務界からの批判が寄せられていました。

そこで、令和5年度税制改正では、次のような記載を入れることで、優良な電子帳簿の範囲を狭めるような改正を打ち出し、優良な電子帳簿で保存することが求められる帳簿は下記のように限定されました（電子帳簿保存法施行規則5①）。

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿に当たっては、二に掲げる事項を除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項
ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）
その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引き出しに関する事項を除く。）
ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）
その他債務に関する事項
ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項
ホ 減価償却資産に関する事項
ヘ 繰延資産に関する事項
ト 売上（加工その他役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。）
その他収入に関する事項
チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金、給与手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項

この結果、現金出納帳、預金出納帳、賃金台帳

などが優良な電子帳簿の対象から外れたことで、給与計算システムに訂正・削除の履歴を残す仕様が不要だということになりますし、現金出納帳を表計算ソフトで作成していてもよいということになります。これによって、優良な電子帳簿による過少申告加算税の軽減のための届出書を提出しようという企業が増え、真実性や内部牽制が確保された優良な電子帳簿が普及していくことが期待されることとなります。

(2) 対応の手順

今回の改正で現金出納帳や貸金台帳が優良な電子帳簿の対象から外れたということで優良な電子帳簿が実現するという企業もあるかもしれません。そうした企業では、あらかじめ「修正申告等があった場合には法第8条第4項の規定の適用を受ける旨」の届出を行うこととなります（電子帳簿保存法施行規則5①）。この場合の「あらかじめ」とは、法定申告期限までというのが国税庁の示す見解です（一問一答帳簿-問43）。したがって、3月決算の法人の場合、5月31日が期限となりますので、それまでに届出書の作成・提出をすることになります。個人事業者であれば、3月15日が所得税の申告期限ですので、そこが提出期限ということになります。 **MR**



参考文献

- 佐久間裕幸『国税庁 Q&A 対応 中小企業の電子帳簿サポートブック [令和4年施行版]』（2021年12月、ぎょうせい）
- 佐久間裕幸『Q&A 中小企業の電子取引サポートブック [インボイス対応版]』（2022年12月、ぎょうせい）
- 佐久間裕幸『旬刊速報税理 中小事業のDXに役立つ 電子帳簿・取引のデータ保存完全ガイド』（2023年5月、ぎょうせい）

証憑取込、文書保存クラウドサービス、AI-OCRや自動仕訳との連動も。最新のMJSシステム対応

近藤 浩史

株式会社ミロク情報サービス
執行役員 製品企画開発部長

ミロク情報サービスでは、令和4年1月に施行された改正電子帳簿保存法に合わせ、各システム・サービスを対応させています。令和5年度税制改正で変わった要件も当然満たしており、安心してお使いいただけます。本稿では、その具体的な対応内容について、ユーザーの皆さまへお伝えします。

※本稿は、本誌164号(2022年9月号)『業務効率化とセットで考えたい「帳簿・書類の電子保存、スキャナ保存、電子取引」に関するシステム対応』に最新の情報を踏まえ加筆・修正したものです。

1 電子帳簿保存法の改正内容とMJSシステムの対応状況

電子帳簿保存法は、国税に関する帳簿や書類(国税関係帳簿書類)を電磁的記録(電子データ)等により保存する時の方法について定めた法律です。令和3年度の税制改正において、この電子帳簿保存法の改正等が行われ(令和4年1月1日施行)、抜本的な見直しがなされました。

ここではその改正の概要とMJSシステムの対応について、下記3つに分けて紹介します。

- (1) 電子帳簿等保存(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)
- (2) スキャナ保存(紙で受領・作成した書類を画像データで保存)
- (3) 電子取引(電子的に授受した取引情報をデータのまま保存)

なお、令和5年度税制改正でも電子帳簿保存法に関する改正が行われましたが、さらなるシステムへの影響はありません。

- (1) 電子帳簿等保存(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)

<改正の概要>

電子帳簿等保存の方式が、「優良電子帳簿」と「一般電子帳簿(その他の電子帳簿)」の2つに分類されました。一般電子帳簿では、保存要件のうち、「訂正削除履歴の保存」「相互関連性の確保」

「検索性の確保」が不要となりました(ただし、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにすることが必要となります)。一方、優良電子帳簿は、ほぼ従来の保存要件と同様となりますが、優良電子帳簿の適用(事前に税務署長への届出が必要)を受けており、すべての帳簿が優良電子帳簿の要件を満たした場合、国税関係帳簿(優良電子帳簿)に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。

<MJSシステムの対応>

ACELINK NX-Pro 会計大将などの主要な財務会計システムは「優良電子帳簿」の要件を満たしています^(※1)。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)より、電子帳簿ソフト法的要件認証^(※2)も取得しており、安心してお使いいただけます。

認証を取得しているシステムは下記のとおりです。

- ・ACELINK NX-Pro 会計大将
- ・ACELINK NX-CE 会計
- ・Galileopt DX 財務大将
- ・Galileopt NX-Plus 財務大将
- ・MJSLINK DX 財務大将
- ・MJSLINK NX-Plus 財務大将

- (※1) 過少申告加算税の軽減措置の適用には、財務会計システム以外で作成する固定資産台帳等についても優良電子帳簿の要件を満たす必要があります。
- (※2) 電子帳簿ソフト法的要件認証制度は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) が電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証するものです。これによりソフトウェアを導入する企業は、電子帳簿保存法等が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心して導入することを目的として制定された制度です。

(2) スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）

<改正の概要>

取引先より紙で受領した国税関係帳簿書類（請求書・領収書・契約書など）をスキャンして電子データとして保存することを認めた法律です。従来のスキャナ保存は、入力・訂正・削除の日付が改ざんされていないことを証明するため、タイムスタンプ^(※3)の付与が必要とされていました。令和3年度税制改正により要件が緩和され、令和4年1月1日以降は訂正削除履歴が確認できる（または訂正削除できない）システムを利用した場合は、タイムスタンプの付与が不要となりました。

なお、令和5年度税制改正により、以下の通り要件が緩和され、導入しやすくなりました。（令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類に適用されます。）

- ① 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。
- ② 入力者等情報の確認要件が不要とされました。
- ③ 帳簿の相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

(※3) タイムスタンプとは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと（存在証明）と、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないこと（非改ざん証明）を証明するもので、タイムスタンプサービスは、総務大臣が認定した第三者機関の事業者が提供しています。

< MJS システムの対応 >

MJS システムの主要な財務会計システムには、国税関係帳簿書類のスキャナ保存制度の要件に沿った以下の機能が搭載されています。

① 証憑取込（仕訳データ添付）

仕訳データに証憑画像を添付して保存するこ

とができます。AI-OCR機能を活用することで、スキャンした証憑画像から日付・金額・取引先をOCR解析して仕訳データを自動作成することもできます。

② タイムスタンプ

仕訳データに添付した証憑画像にタイムスタンプを付与することができます。MJSでは、セイコーソリューションズのタイムスタンプを採用しています。

③ クラウド証憑ストレージ

証憑画像をクラウド上のストレージに保存できます。クラウド証憑ストレージでは、電子帳簿保存法の要件であるNTPサーバーと同期した日付を保存することが可能となっており、タイムスタンプの代用として訂正削除を残す運用とすることができます。

(3) 電子取引（電子的に授受した取引情報をデータのまま保存）

<改正の概要>

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載されている事項をいいます）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、いわゆる「EDI取引」、「インターネット等による取引」、「電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます）」、「インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引」などが含まれます。令和3年度の税制改正により、令和4年1月1日以降に行われる電子取引データは電子保存が義務化（令和5年12月31日までの宥恕措置あり）されました。

なお、令和5年度税制改正により、以下の通り要件が緩和されました。（令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類に適用されます。）

- ① 検索条件のすべての要件を不要とする措置の対象者が見直され、基準期間の売上高が

「5,000万円以下」（改正前は「1,000万円以下」）の保存義務者は、検索機能が不要とされました。

- ② 新たな猶予措置が整備されました。（「宥恕措置」は、令和5年12月31日をもって廃止）
- ※ 「宥恕措置」、「猶予措置」については、本特集「Ⅲ 電子帳簿保存法の変更のチェックポイント」で解説しています。

< MJS システムの対応 >

仕訳と紐づく領収書や請求書は、MJSの財務会計システムで仕訳データに添付して、前述の「クラウド証憑ストレージ」に電子保存が可能です（タイムスタンプの付与も可能）。これにより仕訳の条件検索で日付・金額・取引先を指定することで仕訳データと証憑画像を確認することができます。ただし、契約書と見積書などの仕訳と紐づかない書類は別途保存・管理が必要となります。そこで、MJSでは電子取引データの保存手段

として2つのクラウドサービスを用意しています（図表1）。いずれもMJSの財務会計システムと連携することで、仕訳に紐づく領収書や請求書は、各システムの仕訳から各クラウドサービスに保存できます。仕訳に紐づかないその他の書類（契約書や見積書など）は、直接各クラウドサービスに保存します（図表2）。なお、MJSシステムをご利用でないお客様も本サービスを単独でご利用いただくことが可能です。詳細は次項で紹介します。

2 業務効率化につながる MJSシステムの活用

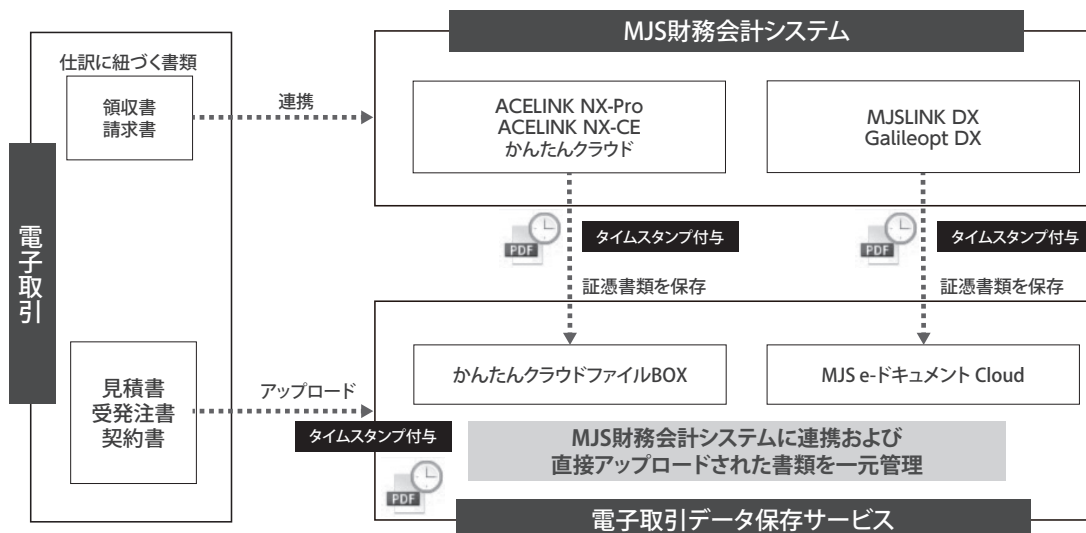
(1) MJS e-ドキュメント Cloud によるペーパーレス化推進

MJS e-ドキュメント Cloud は、電子帳簿保存法の要件に基づいて、電子取引の電子データおよびスキャナ保存する証憑書類をクラウド上へ安全に保存するサービスです。また、契約書の作成か

図表1 MJSの電子取引データ保存サービス

サービス	対象	
かんたんクラウドファイルBOX	電子取引の件数が少なく、低価格でかんたんにデータ保存を行いたいという小規模事業者向け	ACELINK NX-Pro ACELINK NX-CE かんたんクラウド
MJS e-ドキュメント Cloud	電子取引の件数が多い比較的規模の大きい事業者向け	Galileopt DX Galileopt NX-Plus MJSLINK DX MJSLINK NX-Plus

図表2 MJSの財務会計システムとの連携イメージ



ら承認、締結、管理をオンライン上で完結できるクラウド型電子契約サービスもあり、企業におけるあらゆる文書の電子化（ペーパーレス化）を推進することができます。

MJS e-ドキュメント Cloudに保存されたデータは、国内のデータセンターにおいて管理され、不正アクセスや改ざん防止対策も万全です。堅牢なクラウド環境で利用することで、長期保存義務が発生する書類についても安心して保存でき、事業継続計画（BCP）対策にも有効です。

MJS e-ドキュメント Cloudには、電子書類保存（キャビネット）と電子契約（サイン）の2種類のサービスがあります。

① MJS e-ドキュメント Cloud キャビネット（電子書類保存）

令和4年1月より義務化された電子的に授受した書類の「電子保存」を可能とし、改正電子帳簿保存法に対応しています。電子的に授受した証憑書類の保存に加え、紙書類については、スキャンによる電子化やAI-OCR機能を用いた読み取りとデータ保存が可能です。MJSの財務会計システムと連携して仕訳と紐づけて証憑画像を保存することができます。

② MJS e-ドキュメント Cloud サイン（電子契約）

契約書の作成から承認、締結、管理をオンライン上で完結できるクラウド型電子契約サービスです。アップロードしたデータは、改正電子帳簿保存法に準拠し、国内のデータセンターにおいて安全に管理されます。MJS e-ドキュメント Cloudサインに契約書のデータファイルを登録・編集後、設定した承認ルートに沿って社内外関係者に契約書の承認依頼のメールを送ることができます。

ます。契約方式は、タイムスタンプを用いて電子契約の有効性を担保する「電子サイン式」と、契約の当事者間の合意を確認後、MJSがタイムスタンプと電子署名を電子契約ファイルに付与する事業者署名型（立会人署名型）の「電子署名方式」に対応し、用途にあわせて選択ができます。

書面での契約から電子契約へ切り替えることにより、印刷や製本、郵送など、これまで契約締結にかかっていた事務作業が不要となります。契約締結に係るすべての工程をオンライン上で行うため、働く場所を問わずに対応でき、業務効率化と働き方改革を推進します。また、印刷代や印紙代などがかからずコスト削減につながるほか、契約書の保管スペースも不要です。電子契約書は日付や、契約相手先の名称などにより検索でき、閲覧性が向上するとともに、閲覧権限の付与や閲覧履歴の管理が可能です。

(2) 経費精算システムによる電子取引・スキャナ保存の効率化

電子取引のデータ保存義務化では、従業員による経費精算が課題となります。電子取引で受領した請求書や領収書を印刷して「紙」で経理部門へ提出している場合、今後は電子データで提出または決められた方法による電子保存が必要となります。

MJSの経費精算システムは、従業員が電子データを経理部門に電子のまま申請できるワークフローシステムとなっています（紙の領収書のスキャンデータでも利用可能です）。簿記がわからない方でも日付・金額・取引内容を選択するだけで申請が完了します。経理部門では申請されたデータを確認し、財務会計システムに連携するだけで経費の仕訳を起票することができます（図表3）。さらに、前述のMJS e-ドキュメント Cloud キャビ

図表3 経費精算のワークフローシステムのイメージ



ネットと連携すれば、これらの電子取引・スキャナ保存データのすべてを一元管理することができます。

(3) 「AI 仕訳・AI-OCR」により電子取引・スキャナ保存データから仕訳を自動作成

「AI仕訳」は、「仕訳の自動化」をコンセプトに、銀行口座やクレジットカードなどの取引明細データ、他社サービスとの連携による電子請求書、POSレジなどの各種取引データを自動で取得し、AIや仕訳辞書を利用して仕訳データを作成する機能です。

MJSが開発したAIエンジンによる仕訳の提案機能を搭載しており、取得した取引データに記載された「連携先」「取引内容や品目を指す文字列」「取引金額」を使用し、仕訳学習モデルの中から最も類似しているとみなした仕訳の提案を行います。また、取引内容が同じ場合でも、取引データの取得先や入金・出金データを区別し、適用する仕訳のルールを細かく設定でき、条件に従い自動

で仕訳データを作成します。

「AI-OCR」は、スキャンした通帳やレシート・領収書（手書き含む）などの画像を取り込み、AI-OCRエンジンによる解析後、仕訳元データとして「AI仕訳」にデータ連携する機能です。印字されたレシート・領収書などについては縦書き横書きともに読み取り可能で、手書きの場合は、横書きの領収書のみ読み取ることができます。

証憑書類の読み取りに際しては、アプリケーションをインストールしていただくことで、お使いのパソコンのローカルフォルダにレシートや領収書・通帳の画像・PDFファイルを格納後、自動的に「AI仕訳」にデータをアップロードすることが可能です。会計事務所なら、顧問先企業にインストールしていただくことで、証憑画像の引き渡しから解析までをオンライン上で実行でき、会計事務所と顧問先企業における証憑画像のやり取りや記帳業務にかかっていた手間と工数の大幅な削減が実現できます。

MR

[執筆者一覧]

谷 中 淳
(やなか あつし)

MJS 税経システム研究所 客員研究員。税理士。
学習院大学経済学部経営学科卒業。大学卒業後は一部上場企業に勤務。その後、東京都内の 税理士事務所、税理士法人の勤務を経て、税理士法人おおたかに入社。中小法人～大法人までの法人顧問業務の他、事業承継・相続対策の資産税業務も数多く行う。また、セミナー講師等も積極的に行っている。
主な著書に、『本業から不動産賃貸業への転換の税務』（税務経理協会・単著）、『令和 5 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務 第 2 版』（税務経理協会・共著）などがある。

佐久間 裕幸
(さくま ひろゆき)

MJS 税経システム研究所 客員講師。公認会計士、税理士。
慶應義塾大学大学院商学研究科修士課程修了。中央監査法人を経て、現在、佐久間税務会計事務所所長。日本公認会計士協会 IT 委員会専門委員長や日本税務会計学会法律部門委員などを歴任。
主な著書に、『中小企業の電子帳簿・取引サポートブック [完全対策版]』、『平成 28 年度改正対応 こうなる！ 国税スキマ保存・スマホ撮影保存』、『電子帳簿の実務 Q & A』（いずれもぎょうせい）などがある。

近 藤 浩 史
(こんどう ひろし)

株式会社ミロク情報サービス 製品開発・サポート本部 理事部長

※執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/>

[初出]

特集 これだけ確認！ インボイス・電帳法 …… 2023 年 9 月 (No.176)

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は、国税庁のホームページなどをご確認ください。

Monthly Report 特別版

特集 これだけ確認！ インボイス・電帳法

いよいよ始まるインボイス制度・ルールが変わる電帳法 スタート直前のチェックポイント | 全 4 本
(No.176 より抜粋)

2023 年 10 月 31 日発行

編 集：MJS税経システム研究所

〒163-0648 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48F

TEL：03(5326)0383

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。

https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。



株式会社ミログ情報サービス

編集 MJS税経システム研究所